



経済産業調査会ポータルサイト <http://www.chosakai.or.jp/>

本紙内容の全部又は一部の無断複写・複製・転載及び
入力を禁じます(著作権法上の例外を除きます)。

☆フラッシュ（特許庁人事異動）……………（8）

弁護士 和田 研 史

はじめに

本件は中国最高裁により発表された2017年中国裁判所の50大知的財産事件の1つであり、商標権侵害紛争事件における馳名商標の希釈化防止の典型例である。本件は他人の馳名商標である「老干媽」を用いて自社製品を記述する行為が商標権侵害に該当するか否かに関わるものであり、一審、二審裁判所が同じ判定をした。裁判所は「貴州永紅社が係争商標である「老干媽」が比較的高い知名度を有することを知っているにも関わらず、係争商品に「老干媽味」の文字を使用し、当該商標の市場名声を利用して関連公衆の注意力を惹き、不正な経済利益を取得しようとしている。よって、貴州永紅社が係争商品のパッケージに「老干媽味」の文字を表示する行為は係争商標である「老干媽」と貴陽老干媽社との唯一の対応関係を弱め、消費者に特定商品の出所を示す当該馳名商標の能力を弱め、馳名商標の顕著性を弱めるとともに、馳名商標の市場名声を不正に利用しており、他人の登録商標権に他の損害を与える行為に該当する。」と判定している。本稿では、本件の経緯および争点を紹介したうえで中国商標権侵害紛争事件における馳名商標の希釈化防止に関する問題について検討する。

I 事件の概要

1. 基本情報

一審原告(二審被上訴人): 貴陽南明老干媽風味食品有限責任公司。

一審被告(二審上訴人): 貴州永紅食品有限公司。

一審被告: 北京欧尚超市有限公司。

判決の情報

一審 北京知的財産裁判所(2015)京知民初字第1944号

二審 北京高等裁判所(2017)京民終28号

2. 事件の経緯

貴陽南明老干媽風味食品有限責任公司(以下、「貴陽老干媽社」という)は中国国内で唐辛子製品

を生産し、最も大きい販売量を有する企業であり、第2021191号「老干媽」商標を有する。当該商標は「老干媽」の3文字であり、2003年5月21日に登録され、商標権更新手続きを経て有効期間が2023年5月20日までとなっている。当該商標の指定商品は第30類: 豆チ、唐辛子ソース(調味料)、ラー油等の商品である。「老干媽」は中国で有名なラー油製品のブランドであり、1996年よりロット生産を開始してから速やかに全国で人気の商品となり、海外の電子商取引のネットでも販売されている。

「老干媽」商標は嘗ては2011年、2014年、2015年、2016年で商標局、国家工商行政管理総局商標審判委員会(以下、「商標審判委員会」という)および裁判所により馳名商標として認定されている。

2015年9月14日、貴陽老干媽社が北京欧尚超市有限公司(以下、「北京欧尚社」という)で3つのビーフスティック(以下、「イ号製品」という)を公証付きで購入した。イ号製品のパッケージの正面上部には被告である貴州永紅社の「牛頭牌および図」の商標が表示されており、中部には「老干媽味」の文字が印刷されている。パッケージ裏面にはイ号製品の品名が「老干媽味ビーフスティック」であり、イ号製品の製造メーカーが貴州永紅食品有限公司(以下、「貴州永紅社」という)であることが明記されている。

	
第2021191号係争商標	イ号製品

貴陽老干媽社が、貴州永紅社の許諾得ずにイ号製品上に係争商標である「老干媽」を使用した行為が自分の商標権を侵害し、不正競争に該当し、北京欧尚社が商標権を侵害した商品を販売しているということを理由に、両被告に対して訴訟を提起した。

貴州永紅社が「貴州永紅社の主な営業商標は牛